官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

目次

〔省　令〕
○電気通信事業会計規則の一部を改正する省令（**総務**三）　一
〔告　示〕
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（**内閣府**二三）　六
○仙台空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（**国土交通**四七）　九
○進入管制区を指定する告示等の一部を改正する告示（**同**四八）　一〇
○進入管制区を指定する告示の一部を改正する告示（**同**四九）　一三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一七
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分関係　四四
会社その他
会社決算公告　五二

省令

○総務省令第三号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二十四条の規定に基づき、電気通信事業会計規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年一月二十三日

総務大臣　村上誠一郎